

# 資 料 編

## 1 第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）推進協議会の主な取組

各関係団体では、計画の3つの基本目標（①食で健康なからだをつくる ②食で豊かな心を育む ③函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る）に向かって様々な取組を行いました。

### 函館保育協会

#### 北海道高等学校長協会道南支部

食物わくわくバイキング～大妻日和～

（目標：①，②）

認定こども園 つぐみ保育園では、函館大妻高等学校 食物健康科の生徒による健康に繋がる食べ物についての劇鑑賞や、カルタ遊びして楽しみながら食育を学んでいます。

また、生徒さんが準備した8種類以上の料理の中からバイキング形式で園児が好きなものを選び、食事をしています。



### 函館市私立幼稚園協会

食品に触れて身近になろう

（目標：①，②）

認定こども園 ききょう幼稚園では、函館短期大学 食物栄養学科の学生による「食べ物を触って、なぞをところ」と題し、食育を学んでいます。

実物食材を使用し、箱の外から手を入れて何の食品かを当てるクイズを行い、楽しみながら学びました。また、幼稚園の当日の給食に使用する食材である大豆を活用し、大豆の栄養や加工食品への学びに繋げ、食への興味を引き出してくれました。



## 函館市私立幼稚園協会

いちごクッキング

(目標：①，②)

認定こども園 函館ひかり幼稚園では，地域にある『四稜郭ファーム』のいちごの畑を借りて，いちごのシーズン中何度も食べに行き，収穫したいちごを使ってクッキングをしています。調理師さんにスポンジケーキを焼いてもらい，自由に生クリームでデコレーションを楽しみました。



## 北海道高等学校長協会道南支部

食物あったかサービス ～大妻日和～

(目標：①，②)

「食と健康」をテーマに，本校の特色を生かした独自のデイサービス「食物あったかサービス～大妻日和～」を実施しています。

食物健康科の学校設定科目「健康福祉」の一環として高齢者に優しい食事を提供すると共に，福祉科の生徒から学んだレクリエーションを基に，高齢者に楽しんでもらうことができるレクリエーションを計画し実施することで，福祉の精神を養っています。(函館大妻高等学校 食物健康科2年生 30名)



## 函館市栄養教育研究会

### 南かやべ漁業協同組合

食に関する指導「昆布について知ろう」

(目標：①，③)

南茅部地区で獲れる良質な真昆布は学校給食では「だし」として使用したり，煮物や和え物等で使用したり生徒にとっては身近な食材ではあるが，実際にはどのように昆布漁をおこなっているのか昆布の栄養等にはどのようなものがあるかについてはあまり理解していなかったため，函館市立巴中学校において，南かやべ漁業協同組合の直販加工センター長さんをGT（ゲストティーチャー）としてお迎えし，授業を行いました。

導入ではだし無し味噌汁と昆布だしの味噌汁との飲み比べを行うことで生徒は昆布だしのうま味を実感していました。

また，GT から昆布漁の様子や漁に使用する道具の実物を見せていただくことでより昆布に対する理解が深まりました。

授業後は生徒とともに給食も喫食し，さらに交流を深めました。



## 函館市子育て支援ネットワーク

### 公益社団法人北海道栄養士会函館支部

子育てネットランド ワイワイたのしく親子 DE スマイル

(目標：①，②)

就学前の乳幼児を対象としたいろいろな遊びやミニイベントを実施しています。音楽に合わせて体を動かしたり，絵本の読み聞かせやみんなで輪になって伝承遊びをしたりしています。また，食育コーナーでは，栄養士による栄養相談も行っています。





## 函館市食生活改善協議会

乳児期から高齢者までの健康づくり

(目標：①，②，③)

函館市が開催するヘルスマイト（食生活改善推進員）の養成講座を受講し推進員となり、現在92名の会員が食を通した健康づくりボランティアとして、市民の健康を願い、地域に根ざした健康づくりの取組を行っています。

乳児期から高齢者に至るまで健やかな生活を送るための事業として、「乳児期のはこだてげんきな子食育教室（離乳食教室）」や函館市国民健康保健加入者で、特定健康診査を受診し特定保健指導を利用した方を対象に食事を提供する「からだサポートコースヘルシーランチ（特定健康診査事後事業）」等の事業を通して食生活の見直しを図る機会としています。「男性のための調理教室」では、男性の自立支援と生活習慣病予防目的に市内在住の男性を対象に調理実習を行っています。「世代別に取り組む生活習慣病予防のためのスキルアップ事業」では、調理実習を通じて若い世代に食事の楽しさを伝えました。



研修会（講義）



研修会（調理実習）



パクパク教室



ヘルシーランチメニュー一例



若い世代への生活習慣病予防のためのスキルアップ事業



離乳食教室



はこだてげんきな子  
タペストリー作成

函館市栄養教育研究会

公益社団法人 北海道栄養士会函館支部

一般社団法人 北海道歯科衛生士会函館支部

函館市食生活改善協議会

函館市PTA連合会

令和元年度 健康づくりプロモーション事業「ヘルスアップはこだて in Gスクエア」

(目標:①, ②, ③)

働く世代や親子連れ等の若い世代が来場するGスクエアにおいて、食育に関する体験コーナーにボランティアスタッフとして参加しました。

〈食育SATシステムを使用した食事チェック〉

フードモデルを選んでセンサーに乗せるだけで、栄養価計算と食事のバランスがチェックできる「食育SATシステム」を使い、普段の食事を振り返り、結果を基にアドバイス

〈楽うまレシピ試食コーナー〉

市で作成した「簡単楽うまレシピ」をDVDにて紹介し、レシピの試食(今回のレシピはピーマンと昆布のナムル)を用意し、試食を配布

〈パネル展示・パンフレット類配布〉

「はこだてげんきな子 食育プラン」のパネル展示場所で、パンフレットの配布やパネル内容の説明



## 函館食品衛生協会

手洗いマイスター

(目標：①)

日本食品衛生協会認定の手洗いマイスターが、市内の保育園や福祉施設、食品会社などを訪問し、正しい手洗いの仕方を指導しています。コツは、「皮膚の汚れを浮かすためせっけんをよく泡立てて、手のひらや甲なども洗い、よくすすぐこと」です。



## 函館市亀田農業協同組合

町たんけん見学学習

(目標：②，③)

町たんけん見学学習は、校区内にある建物や仕事の様子を見学する社会科見学で、令和元年度は当JA人参共選場・馬鈴薯共選場の施設見学を行っています。

収穫後の人参や馬鈴薯を選別し箱詰めするまでの作業工程を見学し、野菜についての知識を深め、農業・食の大切さを知ってもらいました。



広報誌「広報かめだより」より



函館市亀田農業協同組合

食育教材本贈呈

(目標：③)

函館市内の各小学5年生対象に、農業と食に対する関心を持ってもらうために教材本を平成20年度より函館市内の各小学校へ毎年贈っています。



広報誌「広報かめだより」より

函館市亀田農業協同組合

函館市私立幼稚園協会

人参収穫体験

(目標：②，③)

函館市亀田農業協同組合職員が講師となり人参について勉強会の後、収穫体験を行っています。

勉強会・収穫体験を通し、野菜についての知識を深め、農業・食の大切さを知ってもらう事業を行っています。



広報誌「広報かめだより」より

一般社団法人 北海道歯科衛生士会函館支部

公益社団法人 北海道栄養士会函館支部

食べる・たいせつフェスティバル

(目標：①)

体験を通して「食べることのたいせつさ」を学べる食育イベント『食べる・たいせつフェスティバル』(コープさっぽろ主催)に参加しています。

栄養士会は、「塩分を控えても、牛乳の旨みのおかげでおいしく食べられる」ということを、最も実感できる基本の品であるミルク納豆の試食してもらいました。

歯科衛生士会は、口臭測定、子どもたちに大人気の歯磨きの方法を学んでもらいました。



## 2 計画策定の経過

令和 2年 3月18日 函館市食育計画策定推進委員会を設置

6月 3日 令和2年度 第1回食育推進庁内関係課長会議（書面会議）  
・第2次函館市食育推進計画の評価について

6月19日 令和2年度 第1回函館市食育計画策定推進委員会（書面会議）  
・第2次函館市食育推進計画の評価について

8月31日 令和2年度 第2回食育推進庁内関係課長会議（書面会議）  
・第3次函館市食育推進計画の素案（たたき台）について

9月30日 令和2年度 第2回函館市食育計画策定推進委員会（書面会議）  
・第3次函館市食育推進計画の素案（たたき台）について

10月30日 令和2年度 第3回函館市食育計画策定推進委員会  
・第3次函館市食育推進計画（素案）について

11月 9日 食育推進庁内関係部長会議（書面会議）  
・第3次函館市食育推進計画（素案）について

11月27日 政策会議  
・第3次函館市食育推進計画（素案）について

12月 7日～

令和 3年 1月 5日 パブリックコメント（意見公募）実施

3月12日 市議会民生常任委員会  
（第3次函館市食育推進計画（案）の報告）

3月17日 第3次函館市食育推進計画の決定

### 3 函館市食育計画策定推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 函館市における食育計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する市町村食育推進計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市食育計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見の交換および調整を行う。

- (1) 函館市食育推進計画の策定および推進に関すること。
- (2) その他食育の推進に必要な事項に関すること。

#### (委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる各団体からそれぞれ選出された委員15人以内をもって組織する。

2 委員のうち公募委員は、別に定めるところにより公募する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。



別表（第3条関係）

学校等関係団体

	団 体 名
1	函館保育協会
2	函館市私立幼稚園協会
3	函館市小学校長会
4	函館市中学校長会
5	北海道高等学校長協会道南支部
6	函館市栄養教育研究会

地域関係団体

	団 体 名
7	函館市 PTA 連合会
8	函館市子育て支援ネットワーク
9	函館市食生活改善協議会
10	北海道歯科衛生士会函館支部
11	北海道栄養士会函館支部

生産者・事業者

	団 体 名
12	函館食品衛生協会
13	函館市亀田農業協同組合
14	南かやべ漁業協同組合

公募委員

15	
----	--

#### 4 函館市食育計画策定推進委員会委員名簿

(五十音順)

(令和2年6月19日現在)

東 清美	一般社団法人 北海道歯科衛生士会函館支部
池田 公貴	函館市中学校長会
◎ 池田 延己	北海道高等学校長協会道南支部
神田 克実	函館市PTA連合会
木下 あやこ	一般公募
○ 木幡 恵子	公益社団法人 北海道栄養士会函館支部
坂本 政博	函館食品衛生協会
佐々木 和子	函館保育協会
沢田 紀之	函館市小学校長会
中村 享子	函館市私立幼稚園協会
中村 正俊	南かやべ漁業協同組合
花輪 恵美	函館市栄養教育研究会
三島 裕一	函館市子育て支援ネットワーク
吉田 洋久	函館市亀田農業協同組合
渡邊 たえ子	函館市食生活改善協議会

※◎印は委員長，○印は副委員長を示す

## 5 食育基本法

平成17年法律第63号

最終改正：平成27年9月11日法律第66号

### 前文

#### 第1章 総則（第1条―第15条）

#### 第2章 食育推進基本計画等（第16条―第18条）

#### 第3章 基本的施策（第19条―第25条）

#### 第4章 食育推進会議等（第26条―第33条）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待



されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

---

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

---

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

**第2条** 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

---

(食に関する感謝の念と理解)

**第3条** 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

---

(食育推進運動の展開)

**第4条** 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

---

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

**第5条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

---

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

**第6条** 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

---

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

**第7条** 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

---

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

**第8条** 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

---

(国の責務)

**第9条** 国は、第2条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

---

(地方公共団体の責務)

**第10条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

---

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

**第11条** 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

**2** 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

---

(食品関連事業者等の責務)

**第12条** 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

---

(国民の責務)

**第13条** 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与



するよう努めるものとする。

---

(法制上の措置等)

**第14条** 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

---

(年次報告)

**第15条** 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

---

## 第2章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

**第16条** 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第1項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

---

(都道府県食育推進計画)

**第17条** 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。
- 

（市町村食育推進計画）

**第18条** 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。
- 

### 第3章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

**第19条** 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

---

（学校、保育所等における食育の推進）

**第20条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、

食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進，過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

---

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

**第21条** 国及び地方公共団体は，地域において，栄養，食習慣，食料の消費等に関する食生活の改善を推進し，生活習慣病を予防して健康を増進するため，健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発，地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用，保健所，市町村保健センター，医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進，医学教育等における食育に関する指導の充実，食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

---

（食育推進運動の展開）

**第22条** 国及び地方公共団体は，国民，教育関係者等，農林漁業者等，食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が，地域の特性を生かしつつ，相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに，関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう，食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施，重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は，食育の推進に当たっては，食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ，これらのボランティアとの連携協力を図りながら，その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

---

（生産者と消費者との交流の促進，環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

**第23条** 国及び地方公共団体は，生産者と消費者との間の交流の促進等により，生産者と消費者との信頼関係を構築し，食品の安全性の確保，食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに，環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため，農林水産物の生産，食品の製造，流通等における体験活動の促進，農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進，創意工

夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

---

(食文化の継承のための活動への支援等)

**第24条** 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

---

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

**第25条** 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

---

## 第4章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

**第26条** 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。
- 

(組織)

**第27条** 食育推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

---

(会長)

**第28条** 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

---

(委員)

**第29条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第2号の委員は、非常勤とする。

---

(委員の任期)

**第30条** 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の委員は、再任されることができる。

---

(政令への委任)

**第31条** この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

---

(都道府県食育推進会議)

**第32条** 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

---

(市町村食育推進会議)

**第33条** 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 6 用語解説

(五十音順, アルファベット順)

### ○ 栄養教諭

---

栄養士や管理栄養士の資格をもつ教育職員で、子どもが将来にわたって健康に生活していくことができるよう、「食に関する正しい知識」と「望ましい食習慣」を身につけさせるため、給食の献立の作成や、献立を活用した指導を行い、学校における食育の中心的な役割を果たす。「栄養教諭」制度（栄養教諭普通免許状\*専修，一種，二種を新設）は，平成16年に創設され，17年度から施行された。

### ○ エプロンシアター

---

舞台に見立てた胸あて式エプロンに物語の背景とマジックテープを縫いつけ、演じ手がポケットから人形を取り出してエプロンに貼りつけながら物語を演じる人形劇

### ○ 郷土料理

---

各地域の産物を上手に活用して、気候や風土にあった食べ物として作られ、食べられてきたもの

### ○ 行事食

---

お正月などの季節折々の伝統行事やお祝いの日に頂く料理。家族の幸せや健康を願う意味が込められている，特別な行事の時の華やいだ食事

### ○ 健康増進法

---

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに，国民の健康の増進を図るための措置を講じ，国民保健の向上を図ることを目的に平成14年に制定された法律

### ○ 健康寿命

---

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

### ○ 30・10（さんまるいちまる）運動

---

外食の食品ロス削減のため，宴会の乾杯後30分間とお開きまでの10分間を幹事などの声



かけにより料理を楽しむことを意識し、食べ残しを少なくするための取り組み

## ○ 主食・主菜・副菜

---

主食とは、米、パン、めん類などの穀類で、主として糖質エネルギーの供給源。主菜とは、魚や肉、卵、大豆製品などを使った副食の中心となる料理で、主として良質たんぱく質や脂肪の供給源。また、副菜とは、野菜などを使った料理、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維などを補う重要な役割を果たす。

食事は、主食、主菜、副菜を基本とすることにより、多様な食品を組み合わせ、必要な栄養素をバランスよくとることができる。

## ○ 食育基本法

---

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっていることに鑑み、食育に関し、基本理念を定め、国および地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年に制定された法律。食育に関する基本理念については、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食に関する体験活動と食育推進活動の実践など7項目が定められている。

## ○ 食事バランスガイド

---

厚生労働省と農林水産省が共同で示したもので、食生活指針を具体的な行動に結び付けるものとして、一日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか食事の望ましい組合せやおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。平成17年6月21日決定公表された。

## ○ 食生活指針

---

国民の健康の増進、生活の質の向上および食料の安定供給の確保を目的として、平成12年3月に、農林水産省、厚生省（現在厚生労働省）、文部省（現在文部科学省）の3省が共同して策定した指針。この指針の推進につき閣議決定がなされ関係省庁一体となって取り組むこととされている。食生活指針は、健全な食生活を実現するため、健康・栄養面はもちろんのこと、環境や食文化の関係など10項目からなっている。平成28年6月に一部改訂されている。

## ○ 食品表示法

---

食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保および自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的として平成25年6月に制定・公布された。

食品衛生法、JAS法および健康増進法の食品表示に関する規定を統合して、食品表示に関する包括的かつ一元的な制度として創設した。

## ○ 生活習慣病

---

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされる。

## ○ 地産地消（ちさんちしょう）

---

地域で生産されたものをその地域で消費すること。道内各地で生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など、多様な取組が展開されている。

## ○ 日本人の食事摂取基準

---

健康な個人又は集団を対象として、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示すもの。保健所、保健センター、民間健康増進施設等において、生活習慣病予防のために実施される栄養指導、学校や事務所等の給食管理に当たって、最も基礎となる科学的データ

## ○ 認定こども園

---

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設

認定こども園制度は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、

保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、平成18年10月から開始された。

#### ○ 播種（はしゅ）

---

植物の種子を播くこと，種まき

#### ○ ヘルスメイト（食生活改善推進員）

---

養成講座（栄養・食生活や運動等の内容）を修了し、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っている。平成17年「食育基本法」が施行後、「食育アドバイザー」を併名され、地域住民に対し生涯を通じた食育の推進、健康づくりの担い手としての活躍がますます広がって行くことが期待されている。

#### ○ フードモデル

---

栄養指導に活用される実物大の食品模型

#### ○ メタボリックシンドローム

---

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上を合併した状態

#### ○ SDGs（Sustainable Development Goals）持続可能な開発目標

---

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

#### 参考：食育関連ホームページ

函館市：函館市の食育

(<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012700801/>)

農林水産省：食育の推進

(<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/>)

文部科学省：学校における食育の推進・学校給食の充実

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm))

厚生労働省：食育の推進

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129394.html>)

北海道：元気もりもりどさんこの食育

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/>)



## 第 3 次函館市食育推進計画

函館市保健福祉部健康増進課

〒040-0001 函館市五稜郭町 2 3 番 1 号

TEL (0138) 3 2 - 1 5 1 5

FAX (0138) 3 2 - 1 5 2 6

URL <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/>





HAKODATE